

1. 第1次健診編

Q.1 名古屋薬業健保の健康診断はどのようにすれば受けることができますか？
A.1 当組合の健康診断は原則として契約の健診機関での実施を推奨しております。ただし、契約先が地域にないなどやむを得ない場合には必須条件を満たした場合は事後精算(償還払い)による費用補助も行っております。

Q.2 健康診断は被保険者も被扶養者も受けることはできますか？
A.2 被保険者並びに被扶養者の皆様が受診いただけます。

Q.3 契約の健診機関はどこにありますか。また受診するにはどうしたらよいですか？
A.3 契約健診機関は全国に約100か所あります。当組合のホームページよりご確認ください。
また、受診申込は当組合所定の申込書にて直接ご希望の健診機関へお申し込みください。
なお、申込書は被保険者並びに被扶養者のいずれの方も事業所様を通じてお申し込みください。



Q.4 なぜ、所定の申込書を使用するのですか？
A.4 健診機関では様々な団体と契約しており、当組合においても独自の契約内容で実施しているため、健診コースや費用負担など誤りなく皆様が安心して受診いただくためです。

Q.5 令和6年度から基本健診対象者も子宮頸がん検診を付加して受診できるとききました。がどのように実施すればよいのでしょうか？

A.5 契約健診機関で実施いただき「Q.3A.3」同様の申込書に子宮頸がん検査の希望欄がありますのでこちらにお示しください。ただし基本健診との同時実施の場合のみとなります。また、年齢は20歳・22歳・24歳・26歳・28歳・32歳・34歳となっておりますのでご注意ください。なお、子宮頸がん検査の費用は無料で実施いただけます。

Q.6 家族向けに巡回健診を実施しているとききましたが、どのように実施していますか？
A.6 家族向けの巡回健診は40歳以上の被扶養者の方を対象に2通りの方法で実施しております。

1.愛知県内にお住まいの方には愛知県内の健保組合と共同で実施しております。(対象者の方へは7月上旬にご案内の予定となっております。)

2.愛知県以外の方にはあさひ会(西早稲田クリニック)が実施しております。(対象者の方へは4月上旬にご案内済となっております。)

Q.7 契約健診機関や巡回健診で実施できない場合は費用の補助はありますか？
A.7 契約健診機関の実施に準じた内容で受診された場合は、事業所経由による事後精算(償還払い)での費用補助を行っております。(詳しくはホームページよりご確認ください。)

2. 精密検査等費用補助編

Q.1 名古屋薬業健保の健康診断では精密検査等を受診した際に費用補助があると聞きました。がどのような場合対象となりますか？

A.1 第1次健診の結果において、要精密検査や12か月未満の再検査の指示のある方で2次検査を保険診療とし支払われた方が対象となります。

ただし、第1次健診実施日以前6か月以内に同一疾患等すでに医療機関を受診し検査を実施されている場合等は対象となりかねる場合がございますので予めご了承ください。

Q.2 2次検査はどこで受けることができますか？

A.2 2次検査は保険医療機関で保険診療にて受診してください。

Q.3 精密検査等の費用補助の請求方法はどのようにおこなえばよいですか？

A.3 精密検査の費用補助は事後清算(償還払い)によりお支払いいたします。
なお、請求方法には2通りがありますのでいずれか方法にてご請求ください。

- ・事業所を経由し、紙媒体でご請求いただく方法。
- ・当組合が実施している健康管理アプリ「[PepUp](#)」を使用して電子媒体でご請求いただく方法。

※必要書類等はホームページをご覧ください。

